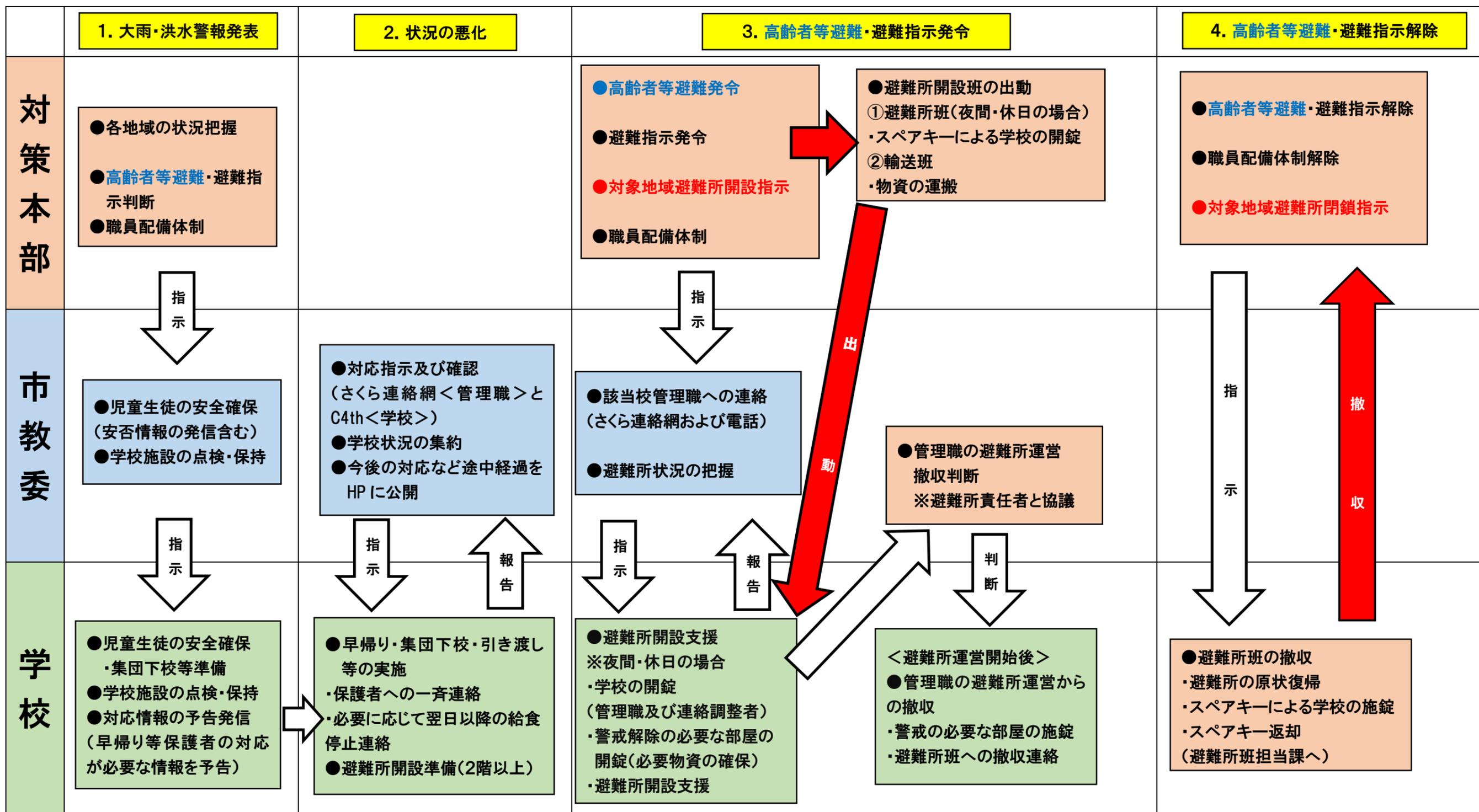


大雨警報・洪水警報発表時の緊急対応フロー

(令和5年9月20日改訂)



※鳥取市災害対策本部が立ち上がった時点で、管理職は連絡が取れる態勢をとっておく。

※上記対応は、「鳥取市学校防災計画・マニュアル(地震・津波災害)平成29年4月改定」に準じるものとし、別表1のとおり配備するものとする。

※各学校の避難所については、大雨・洪水対応(垂直避難)を基本とし、別紙のとおりとする。

※備蓄物資の補充は、危機管理課が行う。(旧市 毛布・ブルーシート 各200枚)

(別表1)

大雨・洪水時における配備の基準と配備内容

	配備の基準（時期）	配備の内容
第一配備	鳥取市災害対策本部が立ち上がったとき	校長、副校長、教頭は、市教委からの予告指示を受け、初動体制の準備を行う。
第二配備	鳥取市災害対策本部で高齢者等避難の発令が決定された直後 （市民への発令前）	校長、副校長、教頭、または連絡調整者は、速やかに学校に参集し、開錠等の避難所開設支援を行う。
第三配備	原則なし	原則なし